

# 東部山間埋立処分地本川沢雨水排水管修繕 仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所

(担当 管理係 岡田、岩城 075-572-8465)

## 1 件名

東部山間埋立処分地本川沢雨水排水管修繕

## 2 目的

京都市東部山間埋立処分地内本川沢において、雨水排水管の破損に伴う埋立地への浸水被害を未然に防止するため、排水管の修繕を実施し、埋立処分地の適切な維持管理を図ることを目的とする。

## 3 期間

契約日から令和8年11月27日まで

## 4 作業時間

平日の9時30分から16時00分まで

(ただし、当敷地に入場できる時間は、平日の9時00分から15時30分まで。また、土・日曜日は入場不可)

## 5 作業場所

京都市伏見区醍醐陀羅谷1-99番地(総合管理事務所から約7km)

[別紙1] 位置図、[別紙2] 平面図、[別紙3] 作業場所写真

## 6 作業数量

(1) 排水管修繕延長計  $L = 93.5\text{ m}$

作業場所① 修繕延長 ( $\phi 400\text{mm}$ )  $L = 85.5\text{ m}$

継手修繕  $N = 2$ 箇所(ターンバックル(張線調整金具)で補強)

単管固定  $N = 1$ 組

作業場所② 修繕延長 ( $\phi 500\text{mm}$ )  $L = 8.0\text{ m}$

継手修繕  $N = 1$ 箇所(ターンバックル(張線調整金具)で補強)

単管固定  $N = 1$ 組

(「別紙1」位置図、「別紙2」平面図参照)

(2) 作業に伴う交通誘導員は不要とする。

(3) 使用する重機の搬入、搬出、運搬に係るすべての費用、作業に要するすべての費用ならびに、防護に要するすべての費用は本業務に含む。

(4) 業務に伴い発生した廃棄物は、可能な限り京都市の一般廃棄物処分業許可(木くず又は剪定枝)を持つリサイクル施設に搬入し、適正に処理するものとする。

なお、分別、運搬及び処分費は本業務に含む。

## 7 現場条件

- (1) 当敷地では時間的制限及び車両走行に関する厳しい制限があり、入場者には遵守を求めている。違反があれば作業を中止させるので、十分理解したうえで入札すること。
- (2) 入場ゲートがある総合管理事務所から埋立処分場内までは約6km、高低差300mの勾配の大きい山間道路を走行する。所要時間は片道約20分。  
(「別紙1」位置図参照)
- (3) 当敷地内は2輪車の走行は禁止している。
- (4) 時速30km以下での走行を厳守すること。また、追い越しは全区間で禁止している。
- (5) 当敷地内への入退場は自動システムによる管理を行っているため、入場カードの発行を受けること。また、入場する関係車両は、決められた入退場ルートを遵守すること。詳細な入退場ルートは担当者が指示を行う。
- (6) 埋立処分場内は一方通行となっている。逆走、誤進入が生じた場合、非常に危険であるため、担当者の指示に従い十分注意して走行すること。
- (7) 重機の搬入に際し、10t低床車より大型の規格の車両を使用する場合、走行ルートの交通規制が生じることから、運行予定の2週間前には担当者に申請して了解を得ること。また、関係部署との調整が生じることから、搬入及び搬出に伴う走行時間帯は担当者の指示に従うこと。
- (8) 入場する車両にはパトライトを装着し、走行時には点灯させること。
- (9) 当敷地内では、走行時にチェーンを装着することは禁止している。
- (10) 大雨、降雪、濃霧、路面凍結時には埋立事業管理事務所の判断に基づき、当日もしくは事前に全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがある。閉鎖中は一切の車両が入場できないため、作業も不可となる。
- (11) 当敷地内における作業は、担当者の指示に従い本市埋立作業に支障を生じないように十分注意すること。
- (12) 作業場所を含む道路上での喫煙は認めない。

## 8 作業内容

- (1) 作業に必要な器材等を調達のうえ、平日の午前9時に総合管理事務所に来所し、入場用カードの交付を受けること。入場用カードを事前に作成するため、作業車両のナンバーは前日までに申請すること。
- (2) 埋立事業管理事務所は土曜日・日曜日は閉場しており、入場できない。また、指定した時間以外での作業は禁止する。  
なお、作業日程は担当者と調整のうえ決定すること。
- (3) 業務に伴い発生した廃棄物（草木等）は、可能な限り京都市の一般廃

棄物処分業許可（木くず又は剪定枝）を持つリサイクル施設に搬入し、適正に処理すること。

なお、分別、運搬及び処分費は本業務に含む。

#### （４）作業内容詳細

##### （ア）作業場所①

本川沢管理道路の側溝から横断溝を経由し、道路沿いの法面を通じて１号防災調整池へ流入する雨水排水管（シングル管・内外面波付）φ４００mmについて、急勾配法面に敷設された管路の継手部が破損しているため、新たな継手材により再接続を行う。また、接手部修繕箇所以外の継手（約８箇所）も点検し、結果を報告すること。

なお、継手部の補強として、番線による緊結とターンバックル（張線調整金具）を併用することにより上下流側の管を堅固に連結したうえ、単管固定１組で押さえ、動かないようにすること。

１号防災調整池側接手部破損箇所については、単管固定１組で受け台を新設し雨水排水管の弛みを解消すること。

なお、補修していない箇所を含めた全ての接手部から漏水が生じないよう補修を行うこと。

##### （イ）作業場所②

１号防災調整池へ流入する雨水排水管（ダブル管・内面平滑タイプ）φ５００mmの継手部についても同様に破損しているため、新たな継手材により再接続を行う。また、継手部の補強として、番線による緊結とターンバックル（張線調整金具）を併用することにより上下流側の管を堅固に連結すること。

なお、接手部から漏水が生じないよう補修を行うこと。

（ウ）修繕対象の継手部は、作業場所①が２箇所、作業場所②が１箇所とする。破損した継手部品を撤去し、新たな継手部品により接続を行うこと。

##### ＜使用材料＞

クリモトポリマー(株) ボルト締め式継手（無孔管用）

W－４００ ２個

W－５００ １個

なお、接続部品は使用前に担当者に型番、仕様を届出たうえ承諾を得ること。

また、管路材は既設品を使用すること。

（エ）ターンバックルは修繕対象の継手１箇所当りに２個使用し、上下流側の管を止めている番線が緩まないよう緊結すること。

##### ＜使用材料＞

ターンバックル 枠式ターンバックル（枠長２５０mm、  
M１６） ６個

- (オ) 継手修繕に際しては、管路に過大な引張力が作用すると他の継手部の破損を招くおそれがあるため、十分注意して施工すること。
- (カ) 作業場所①は急勾配法面で足場条件が悪く、また自生樹木により作業空間が狭隘であることから、作業中は転落、墜落等の災害防止措置を講じ、安全確保に十分留意すること。
- (キ) 本川沢管理道路は幅員約 6 m、縦断勾配約 10%の舗装路で、2t 程度の作業車を駐車することはできるが、法面下になるので落石等には十分注意すること。また、安全管理は受注者の責により行うこと。
- (ク) 作業場所①への進入路（斜路等）はないため、重機が法面へ進入することはできない。
- (ケ) 撤去した継手部品は、関係法令に基づき廃プラスチック類として適正に処分すること。
- (コ) 廃棄物等の運搬に際しては、過積載による事故を防止するため、ダンプトラック積込時に積載量の確認を行うこと。
- (5) 16時00分には後片付けを含む作業を完了し、埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。
- (6) 作業完了後に、作業写真、完了報告書及び請求書を提出すること。

## 9 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

## 10 現地確認

現地確認のための下見は、以下のとおりとするので、必ず下見受付期間中に埋立事業管理事務所に電話連絡し、時間の予約をすること。

なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による問い合わせには一切応じない。

### (1) 下見期間

日程：令和8年10月23日（金）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

下見のための所要時間は、移動時間を含めて1業者当たり45分以内とする。

### (2) 下見受付期間

日程：令和8年10月21日（水）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

予約は先着順とし、予約枠が埋まった場合は下見を断るほか、予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者は下見を断ることとする。

### (3) 連絡先

京都市 環境政策局 埋立事業管理事務所（担当 岡田、岩城）

電話番号 075-572-8465

11 その他

- (1) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 作業中、事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。